

# 熊本県公報

第 1 1 7 1 7 号  
平成 20 年 7 月 9 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更…………… (障害者支援総室) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)…………… (高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防通所介護)…………… ( " ) 2
- 定数漁業の許可及び起業認可に係る告示…………… (水産振興課) 2
- 保安林の指定施業案件の変更…………… (森林保全課) 2
- "…………… ( " ) 2
- "…………… ( " ) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 3
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防通所介護)…………… (高齢者支援総室) 4
- "…………… (介護予防訪問介護)…………… ( " ) 4
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の  
指定廃止…………… (障害者支援総室) 4

**公 告**

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの  
意見…………… ( " ) 5
- "…………… ( " ) 5

**登 載 依 頼**

- 個人演説会の施設の指定…………… (選挙管理委員会) 6
- 熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催…………… (健康危機管理課) 6

## 告 示

### 熊本県告示第 629 号

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 46 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。  
平成 20 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称        | 事業所の名称                          | 事業の種類              | 変更があった事項 | 変更前の内容 | 変更後の内容 | 変更年月日               |
|---------------|---------------------------------|--------------------|----------|--------|--------|---------------------|
| 社会福祉法人<br>玉医会 | たまきな荘                           | 生活介護               | 代表者の氏名   | 前田利為   | 田尻守正   | 平成 20 年<br>4 月 24 日 |
|               | たまきな荘短期入所<br>事業所                | 短期入所               | 代表者の氏名   | 前田利為   | 田尻守正   | 平成 20 年<br>4 月 24 日 |
|               | たまきな荘児童デイ<br>サービス事業所すま<br>いるきっず | 児 童 デ イ<br>サ ー ビ ス | 代表者の氏名   | 前田利為   | 田尻守正   | 平成 20 年<br>4 月 24 日 |
|               | 身体障害者療護施設<br>たまきな荘              | 身体障害者<br>療護施設      | 代表者の氏名   | 前田利為   | 田尻守正   | 平成 20 年<br>4 月 24 日 |
|               | たまきな荘相談支援<br>センター「いこいば」         | 相談支援               | 代表者の氏名   | 前田利為   | 田尻守正   | 平成 20 年<br>4 月 24 日 |

### 熊本県告示第 630 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 【通所介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地             | 事業者名         | 指定年月日           |
|-----------------------------|--------------|-----------------|
| 第二たんぼぼ<br>鹿本郡植木町清水 2693 番 2 | グループホーム郷有限会社 | 平成 20 年 7 月 1 日 |

## 熊本県告示第 631 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 【介護予防通所介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地             | 事業者名         | 指定年月日           |
|-----------------------------|--------------|-----------------|
| 第二たんぼぼ<br>鹿本郡植木町清水 2693 番 2 | グループホーム郷有限会社 | 平成 20 年 7 月 1 日 |

## 熊本県告示第 632 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 8 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定に基づき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成 20 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

| 漁業名称  | 漁業種目    | 操業区域  |
|-------|---------|-------|
| 流し網漁業 | 大目流し網漁業 | 熊本有明海 |
| 流し網漁業 | えび流し網漁業 | 熊本有明海 |
| 流し網漁業 | 中目流し網漁業 | 不知火海  |
| 流し網漁業 | えび流し網漁業 | 不知火海  |

## 2 申請期間

平成 20 年 7 月 9 日から平成 20 年 7 月 16 日まで

## 熊本県告示第 633 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 20 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡湯前町（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的 公衆の保健

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択抜による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに湯前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 熊本県告示第 634 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 20 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡錦町（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的 公衆の保健

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択抜による。  
 錦町（次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 （２）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに錦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 635 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
 平成 20 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - （１）立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - （２）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 636 号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。  
 平成 20 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 百把田地区急傾斜地崩壊危険区域  
 次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 7 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡市  | 町村 | 大字 | 字   | 番地     |
|------|-----|----|----|-----|--------|
| 1    | 菊池市 |    | 豊間 | 百把田 | 1407-1 |
| 2    | "   |    | "  | "   | "      |
| 3    | "   |    | "  | "   | 1406   |
| 4    | "   |    | "  | 耳取  | 1909   |
| 5    | "   |    | "  | "   | 1908-4 |
| 6    | "   |    | "  | 百把田 | 1411-1 |
| 7    | "   |    | "  | "   | 1424   |

- 2 打越地区急傾斜地崩壊危険区域  
 次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号までを順次結んだ線及び標柱 9 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡市  | 町村 |    | 字  | 番地            |
|------|-----|----|----|----|---------------|
| 1    | 八代市 | 泉町 | 柿迫 | 中村 | 又 4702 地先（市道） |
| 2    | "   | "  | "  | "  | 4702          |
| 3    | "   | "  | "  | "  | 4726          |
| 4    | "   | "  | "  | "  | 4727          |
| 5    | "   | "  | "  | "  | 4764          |
| 6    | "   | "  | "  | "  | 4767 地先（市道）   |
| 7    | "   | "  | "  | "  | 4758 地先（市道）   |
| 8    | "   | "  | "  | 打越 | 4557 地先（市道）   |
| 9    | "   | "  | "  | 中村 | 4703 地先（市道）   |

- 3 的場地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱 13 号から標柱 21 号までを順次結んだ線及び標柱 21 号と標柱 13 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡市  | 町村  | 大字   | 字   | 番地            |
|------|-----|-----|------|-----|---------------|
| 13   | 天草郡 | 苓北町 | 上津深江 | 的場  | 1031          |
| 14   | "   | "   | "    | "   | 1029          |
| 15   | "   | "   | "    | 西川内 | 731 地先 (道路)   |
| 16   | "   | "   | "    | "   | "             |
| 17   | "   | "   | "    | "   | 726 地先 (道路)   |
| 18   | "   | "   | "    | "   | 722-1 地先 (道路) |
| 19   | "   | "   | "    | "   | "             |
| 20   | "   | "   | "    | "   | 719-2         |
| 21   | "   | "   | "    | 的場  | 1085          |

#### 熊本県告示第 637 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 【介護予防通所介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地                       | 事業者名                    | 指定年月日           |
|---------------------------------------|-------------------------|-----------------|
| デイサービスセンター茂木ノ里<br>水俣市袋字鳥越 2501 番地 243 | 特定非営利活動法人福祉ぐ<br>ぐーんと向上会 | 平成 20 年 7 月 1 日 |

#### 熊本県告示第 638 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### （介護予防訪問介護）

| 事業所の名称及び事業所の所在地                       | 事業者名                    | 指定年月日           |
|---------------------------------------|-------------------------|-----------------|
| ヘルパーステーション茂木ノ里<br>水俣市袋字鳥越 2501 番地 243 | 特定非営利活動法人福祉ぐ<br>ぐーんと向上会 | 平成 20 年 7 月 1 日 |

#### 熊本県告示第 639 号

障害者自立支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 63 条の規定により次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から廃止の届出があった。

平成 20 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称及び所在地    | 開設者の名称及び所在地                         | 廃止年月日            |
|-------------------------------|-------------------------------------|------------------|
| ワタキュー薬局 玉名店<br>玉名市中 1931 番地 3 | 株式会社 フロンティア<br>大阪市淀川区宮原三丁目 5 番 36 号 | 平成 20 年 6 月 20 日 |

## 公 告

#### 熊本県公告第 497 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス菊南店

合志市須屋 1910

2 変更した事項（変更箇所は下線部）

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

| 変更前                         | 変更後         |
|-----------------------------|-------------|
| 大和情報サービス株式会社<br>代表取締役 榎本 昌譽 | 代表取締役 福島 長男 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

| 変更前                           | 変更後                                       |
|-------------------------------|---|
| 株式会社コスモス薬局<br>宮崎県宮崎市新栄町 33 番地 | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号<br>第一福岡ビルS館 4 階 |

3 変更の年月日

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 大和情報サービス株式会社 | 平成 19 年 7 月 4 日  |
| 株式会社コスモス薬局   | 平成 17 年 9 月 16 日 |

4 変更する理由

|              |            |
|--------------|------------|
| 大和情報サービス株式会社 | 代表取締役交代のため |
| 株式会社コスモス薬局   | 本社移転のため    |

5 届出年月日

平成 20 年 6 月 20 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課

平成 20 年 7 月 9 日から平成 20 年 11 月 9 日まで

熊本県公告第 498 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 20 年 2 月 5 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により山鹿市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケースデンキ山鹿店

山鹿市山鹿字黒田 713 ほか

2 市町村意見の概要

- (1) 交通事故対策及び渋滞緩和対策について、十分な対策を講じること。
- (2) 夜間照明については、光害とならないよう配慮すること。
- (3) 閉店後の駐車場については、施錠し管理すること。
- (4) 建築物外観は、彩度・明度を抑えた落ち着いた色彩にすること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課

平成 20 年 7 月 9 日から平成 20 年 8 月 9 日まで

熊本県公告第 499 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 20 年 1 月 30 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により菊池市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）菊池複合施設

菊池市西寺 1651-1 ほか

2 市町村意見の概要

意見なし

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課

平成 20 年 7 月 9 日から平成 20 年 8 月 9 日まで

## 登 載 依 頼

## 熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 7 2 号

公 職 選 挙 法 ( 昭 和 2 5 年 法 律 第 1 0 0 号 ) 第 1 6 1 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 施 設 を 指 定  
し た 旨 の 報 告 が あ っ た 。

平 成 2 0 年 7 月 9 日

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 岩 尾 映 二

| 市町村名 | 施設の名称          | 所在地            |
|------|----------------|----------------|
| 熊本市  | 月出地域コミュニティセンター | 熊本市月出六丁目2番147号 |
| 熊本市  | 城西地域コミュニティセンター | 熊本市島崎二丁目21番3号  |
| 熊本市  | 古町地域コミュニティセンター | 熊本市二本木四丁目9番62号 |

## 熊 本 県 感 染 症 発 生 動 向 調 査 企 画 委 員 会 公 告 第 2 号

熊 本 県 感 染 症 発 生 動 向 調 査 企 画 委 員 会 の 会 議 を 、 次 の と お り 開 催 す る 。

な お 、 当 該 会 議 の 傍 聴 手 続 は 、 次 の と お り 。

平 成 2 0 年 7 月 9 日

熊 本 県 感 染 症 発 生 動 向 調 査 企 画 委 員 会  
委 員 長 古 瀬 昭 夫

- 1 開 催 日 時  
平 成 2 0 年 7 月 1 6 日 ( 水 )  
午 後 7 時 から 午 後 9 時 まで
- 2 開 催 場 所  
熊 本 市 東 町 4 丁 目 1 1 番 1 号  
熊 本 県 健 康 セ ン タ ー 3 階 会 議 室
- 3 議 題  
平 成 2 0 年 6 月 分 の 感 染 症 発 生 動 向 調 査 の 解 析 評 価 に つ い て
- 4 傍 聴 者 の 定 員  
1 0 人
- 5 傍 聴 手 続  
( 1 ) 傍 聴 希 望 者 は 、 会 議 の 開 催 予 定 時 刻 ま で に 、 当 該 会 議 の 会 場 に お い て 、 委 員 会 の  
委 員 長 の 許 可 を 得 た 上 で 、 会 議 の 会 場 に 入 る こ と が で き る 。  
( 2 ) 傍 聴 の 手 続 は 、 先 着 順 で 行 い 、 定 員 に な り 次 第 終 了 す る 。
- 6 問 い 合 わ せ 先  
熊 本 県 熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 1 8 番 1 号  
熊 本 県 感 染 症 発 生 動 向 調 査 企 画 委 員 会 事 務 局 ( 熊 本 県 健 康 福 祉 部 健 康 危 機 管 理 課 )  
( 電 話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 4 0 )